

学校施設等照明設備賃貸借に関する仕様書

1. 業務名

令和8～18年度 長期継続契約 学校施設等照明設備賃貸借

2. 業務の目的

西郷幼稚園、小中学校 8 校、西郷村福祉ふれあいセンターの既存照明設備を LED 照明器具に交換することで、温室効果ガス排出量の削減、消費電力抑制及び維持管理費の削減を図るもの。

3. 業務内容

- (1) 灯具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借（リース）（動産総合保険含む）
- (2) 灯具及び設置に必要な付属品一式の取替工事（廃棄物の処分を含む）
既設の照明器具、安定器等を撤去し、調達した LED 照明器具を設置
- (3) 賃貸借契約期間内の設置物の維持管理

4. 事業期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和 18（2036）年 8 月 31 日

（賃貸借物件の納入期限は令和 8 年（2026）年 8 月 31 日）

(2) 賃貸借期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日（60 か月）

※川谷小学校、羽太小学校、川谷中学校、西郷第一中学校

令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日（120 か月）

※熊倉小学校、小田倉小学校、米小学校、西郷第二中学校、西郷幼稚園、西郷村福祉ふれあいセンター

5. 履行場所

【施設名】

【住所】

【施設名】	【住所】
熊倉小学校	福島県西郷村大字熊倉字折口原 33-1
小田倉小学校	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字原中 189
米小学校	福島県西白河郡西郷村大字米字向山 59-1
羽太小学校	福島県西白河郡西郷村大字羽太字新宿 52
西郷第一中学校	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字火打山 5
西郷第二中学校	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上野原 459-1
川谷小学校	福島県西白河郡西郷村大字真船字蒲日向 269
川谷中学校	福島県西白河郡西郷村大字真船字蒲日向 269
西郷幼稚園	福島県西白河郡西郷村大字米字館岡 1
西郷村福祉ふれあいセンター	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上川向 76-1

6. 交換対象数・照明器具の仕様

「（別表）対象施設別 LED 照明器具仕様及び数量一覧」に定める通り。

7. LED 照明器具の取替工事

- (1) 契約後速やかに施工計画（工程表、作業体制等）について、発注者と協議すること。
なお、次の資料を提出すること。
 - (ア) 機器搬入スケジュール（様式任意）
 - (イ) 機器構成一覧表（様式任意）
 - (ウ) 作業体制表（様式任意）
 - (エ) 機器設置業者及び維持管理体制表（様式任意）
- (2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (5) 設置作業において発生する仮設・養生工(足場)の設置や軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (7) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- (8) 取替工事及び検査を含むすべての作業について、発注者と協議の上作業日時を調整すること。
- (9) 現場建物、体育館床等に損傷を与えることの無いように養生を行うと共に、十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。
- (10) 既設の照明器具を撤去し、撤去した器具は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。
- (11) 設置が完了した LED 照明器具から使用の試行を行うこととし、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合は、受注者はその復旧を行うこと。
- (12) 発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。検査においては、マニフェスト等を確認することとする。
- (13) 照明灯設置後、照度について速やかに校正証の有る照度計によって照度実測を行い、性能を確認するものとする。
- (14) 履行内容の全ての経費を賃貸借料に含めることとする。
- (15) 仮設・養生工に関する留意事項
 - (ア) 既設フローリングに傷等をつけないように、シート・合板・ゴムマット養生を行うこと。

(イ) 電気については、受注者負担とすること。

(ウ) 器具等の保管場所については、施設管理者と協議し、使用する場合は有償とすること。

(16) 施工に関する留意事項

施工中も施設は運営するので、安全対策をしっかりと行うこと。

(17) 設置中に事故が発生した場合は、直ちに契約担当者に通報するとともに、事故発生報告書を契約担当者に速やかに提出すること。

(18) 設置作業完了後、完成図書（完成図、管理用図(配置図・写真等で照合できる形)、着手前・施工後(完成)の状況の撮影記録、LED 照明器具の賃貸借物品一覧、設置機器図面等)を提出すること。

(19) 取替工事に係る協議、日程、時間帯は、各学校との調整を図りながら LED 化工事を完了させること。

(20) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省 大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。

(21) 設置作業に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

8. LED 照明灯の維持管理

(1) 灯具の設置後からリース期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

(2) リース期間中の灯具の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任において、交換又は補修を行うこと。なお、費用については、灯具費用・取替工事費用はリース期間中無償とする。

(3) 受注者は、照明機器設置後からリース期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、機器の瑕疵や、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。

(4) 受注者は、照明機器の設置後からリース期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載し、書面で事業者へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに事業者へ届出ること。

9. リース契約について

(1) 事業形態

照明灯の LED 灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的リース契約

(2) リース期間

リース期間は令和 8 年（2026 年）9 月 1 日～令和 18 年（2036 年）8 月 31 日とする。

(3) リース料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受理後 30 日以内に口座振り込みとする。

(4) リース契約に含まれる事項

- (ア) LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式
- (イ) 照明器具取替工事に係る工事費
- (ウ) 既存灯等の処分費用
- (エ) リース金利及び保険費用（動産総合保険、損害賠償保険、固定資産税等）
- (オ) 維持管理費用（点検、部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）

10. 所有権の移転について

- (1) リース期間終了後の設備一式の取扱いについては、リース終了までに発注者と協議し、決定するものとする。

11. その他

- (1) 賃貸借期間の開始前に、設置した個所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 賃貸借期間の開始日について、社会情勢の影響等、受注者の責によらない事情により遅延が生じる場合は、発注者と協議の上、決定すること。
- (3) 現地確認を希望する場合は、令和 8 年 6 月 29 日正午までに担当課へ連絡を入れ現地確認日を調整決定する。なお、現地確認期間については令和 8 年 6 月 30 日から令和 8 年 7 月 2 日までの間に実施するものとする。
※確認時間については、授業に支障のない午後 3 時 30 分～午後 5 時までとする。
※既存機器の状況、足場設置等の有無を確認及び判断したい場合には、現地調査にて行うこと。
- (4) 仕様書に明示されていない事項については、発注者と協議の上、実施の有無を決定すること。
- (5) 照明器具及び光源（LED）のメーカー指定はしないものとする。
- (6) 既に LED に交換されている箇所（機器）と賃貸借物件が判別できるよう現地の対策を講じること。